



PS とうしん

～東通原子力発電所だより～ 2013.1.27

東北電力(株)東通原子力発電所 青森県下北郡東通村大字白糠字前坂下34-4
TEL(代表) 0175(46)2225
ホームページ <http://www.tohoku-epco.co.jp>

所長新年ご挨拶

あけましておめでとうございます。

日頃より、東通原子力発電所の運営に格別のご理解・ご協力を賜り、心より御礼申し上げます。

おかげさまで、東通原子力発電所1号機は、平成17年12月の営業運転開始以来、昨年の12月で7周年を迎えることができました。これまでに皆さまからいただいた深いご理解とご支援に重ねて御礼申し上げます。

さて、平成23年3月11日の東日本大震災の発生時に、当発電所は特に設備被害等はありませんでしたが、東京電力福島第一原子力発電所事故の影響等により、再稼動ができない状態が続いており、皆さまに大変ご心配をおかけしております。

当社は現在、一日も早い再稼動を目指して、様々な安全対策の実施や敷地内の断層調査等に計画的かつ精力的に取り組んでおります。

本年も安全を最優先に、地域の皆さまから親しまれ、愛される発電所を目指して最大限の努力を注ぎ、所員一丸となって、より一層の安全性向上に努めてまいります。

昨年同様、変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げますとともに、皆さまの益々のご健勝をお祈り申し上げます。



東通原子力発電所所長
佐藤 敏秀

固体廃棄物貯蔵所を増設しました

東通原子力発電所では、平成23年9月1日より固体廃棄物貯蔵所※の増設工事を実施していましたが、平成24年12月12日、原子力規制委員会および経済産業大臣から使用前検査の合格証を受領し、同日運用を開始しました。

本工事は、既設の固体廃棄物貯蔵所が、平成24年度までに保管容量に達する見込みであったことから、既設貯蔵所の隣に、保管容量ドラム缶約9,000本相当の固体廃棄物貯蔵所を増設したものです。

当発電所では、今後も、適切な廃棄物管理および廃棄物低減対策に努めてまいります。

※発電所の定期検査等で発生する布、紙、ゴム手袋等の低レベル放射性廃棄物をドラム缶に詰めて発電所敷地内の固体廃棄物貯蔵所に保管しています。



固体廃棄物貯蔵所(左:増設部分 右:既設部分)



建物内部(増設部分)

原子力規制委員会の調査団が、発電所の敷地内断層の調査等を実施しました

原子力規制委員会「東通原子力発電所敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合」のメンバーは、平成24年12月13、14日の2日間、東通原子力発電所の敷地内断層の現地調査を行い、平成24年12月20、26日、東京において評価会合を開催しました。

第2回評価会合(12月26日)では、当社から詳細なデータによる科学的根拠を示し、敷地内断層に「活動性がない」ことについて説明を行いました。当社の見解に対し、有識者の方々から「活断層でない」とは言い切れないなどのご意見がありました。

当社は、発電所計画段階から詳細な地質調査を行い、敷地内断層は、活動性がなく、耐震設計上考慮すべき活断層ではないと評価しております。これについては、国の安全審査の中で多数の専門家の確認をいただいた上で、発電所の設置許可を受けたものであり、さらに、その後の最新の知見を踏まえた追加地質調査などにおいても、改めて活動性がなくと評価しております。

今後、当社では、有識者の方々からのご意見等の内容を十分に精査し、追加の地質調査等を実施するとともに、これまでの安全審査との整合性など、データに基づく幅広い技術的検証を原子力規制委員会に対して要望してまいります。

～原子力規制委員会「東通原子力発電所敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合」でのご意見に対する当社見解について～

主なご意見

- 敷地内の主要断層は活断層であることが否定できない。
 - ・敷地内の主要断層は、8～11万年前以降に活動したことが認められる。
 - ・横ずれで活動したことが認められる。
 - ・敷地の一部に活断層の存在が疑われる変動地形(地表の起伏)が認められる。

当社の見解

- これまでの地質調査の結果から、敷地内断層は、活動性がなく、耐震設計上考慮すべき活断層ではない。
 - ・断層破砕部が固結・岩石化しており、少なくとも十数万年前以降に再活動していない。
 - ・横ずれ断層にみられる特徴が認められない。
 - ・変動地形は敷地内の断層の活動によるものとは認められない。

詳細については当社ホームページをご覧ください。 http://www.tohoku-epco.co.jp/news/atom/1184166_1065.html



原子力規制委員会の調査団による敷地内断層の調査の様子

